

2025（令和7）年7月22日 於城彩苑

戦前の藤崎八幡宮大祭

創建 国幣小社藤崎八幡宮は承平5（935）年、平将門追討の勅願により、山城国石清水八幡宮を飽田郡宮内荘茶臼山（熊本城の西側）に勧請

祭神 一の宮応神天皇、二の宮住吉大神、三の宮息長足媛尊（神功皇后）の3神

大祭 古くは放生会と呼ばれ、旧暦8月11日より15日に執行

近代の変化 明治10（1877）年に西南戦争が勃発、社殿、楼門などは焼失

一時託麻郡渡鹿村（現熊本市渡鹿町）に遷宮

戦乱終結後、軍は熊本城一帯を接收し軍の管理地とした

市内井川淵町に新神地を選定、明治11（1878）年9月1日、井川淵の仮殿に遷座

新鎮座地での本殿建築は明治16（1883）年9月着手、11月5日境内南側に仮殿竣工

翌17（1884）年4月10日正遷宮式執行

1 大祭実施月日

新聞で確認し得る変更は明治期に5度（表1参照）

2 大祭日程

（1）宮遷式

大祭初日の11日、開始時間は年によって異なっていたが大正末期からは零時半開始

第1日祭が開始 大正6（1917）年から三役の清祓式も同時に執行（表2参照）

（2）和歌式

初出は明治18（1885）年、翌19（1886）年は2日目、その後は大祭初日の昼間

兼題は必ず「月」の一文字、例外は同32（1899）年の「菊盛久」のみ

（3）飾り卸し

獅子の飾り卸し 明治26・27（1893・94）年は2日目、それ以外は1日目に実施

神馬・飾り馬の飾り卸しは3日目

明治30年代は正午から、43（1910）年から午後1時に神社に集合、3時まで終了

（4）相撲

明治11（1878）年に奉納記事あり

開催日は明治11・13年は大祭初日、14年は3日目、20年は2日目、37年は4日目、42年は2日目、大正元年は3日目で、その後は2日目午後の行事として固定

明治42（1909）年から吉田司家（出世相撲9月15日開催）を奉納行事として執行

昭和7（1932）年から学童相撲連盟主催子供相撲大会（団体戦・個人戦）開始

市内の磧台・城東・黒髪・一新・古町・出水・本荘の7小学校生徒による

（5）流鏝馬

明治11（1878）年から3年間実施、明治22（1889）年、大祭4日目実施が最後

復活するのは昭和16（1941）年以降

（6）弓術

開始は明治42（1909）年、大祭2日目午後3時頃

奉納日は明治42・43（1909、10）年は2日目、大正1～3（1912～14）年は3日目、

4年から再び2日目、大正15（1926）年から昭和19（1944）年まで初日

（7）大神楽・手踊り・にわかなど

大祭期間中に大神楽、手踊り、にわか等各種の催しものが奉納

手踊り 奉納は明治 11 (1878) 年からで、昭和 7 年まで断続的に奉納

藤崎宮での手踊りは娘手踊りと子供手踊りの 2 種が奉納

大神楽 明治 19 年から明治 21 年までは初日の夜間、26 年以降は 2 日目の夜間

にわか 明治 21 年 奉納組が分かるのは明治 35 (1902) 年の利幸商組が最初

撃剣 明治 12～14 年及び 21 年

(8) 插花奉納

插花奉納は明治 32 (1899) 年には開始、明治期は初日のみ

大正元 (1912) 年より第一、二日目の 2 日間、同 5 (1916) 年以降初日より最終日迄

奉納流派名が判明するのは大正 4 (1915) 年の宏道流 (町野岫雲斎師範) が初見

大正 7 (1918) 年より市内各流派の師範で組織された熊本插花联合会主催に変更

(9) 奉幣式

明治 39 (1906) 年、内務省勅令第 96 号で神饌幣帛料を供進する場合、道庁府県知事郡市町村長が奉幣使として参向することが定められた

藤崎宮では明治 40 (1907) 年より大祭 4 日目の行事として奉幣式を執行

(10) 競馬

大祭行事の一環として競馬を開催 流鏑馬終了後に社前の馬場で 4～5 回駈ける

明治 11 (1878) 年は大祭 4 日目の 9 月 14 日 (12 日予定が雨天のため延期)

同 13 (1880) 年は 3 日目 21・26 年は 4 日目に実施

大正 12 (1923) 年以降、競馬は開催されなくなった

3 神幸式

大祭最終日に執行されることは変化なし (表 3 参照)

但し、明治 11～15 (1878～82) 年までは 4 日目に新町御旅所へ神幸、そこで 1 泊して翌日御旅所で能楽が演じられた後、本宮へ御還幸という日程

最終日の早朝出発して午後本宮御着という日程となるのは明治 16 年以降

明治 29 (1896) 年からは御発輦車を午前 2 時、発輦は同 5 時

御旅所発輦は午後 4 時過ぎ、本宮還御は同 6 時頃

(1) 行列の順路

新順路 氏子総代中より選出された委員 (人数不詳) と神社側との協議によって決定
明治 13 (1880) 年の道順

本社発輦、石の大鳥居を出て、坪井広町・米屋町・上下通町、新鍛冶屋町、紺屋今町、唐人町から北に向かい、明八橋を渡って新町 3 丁目・2 丁目、1 丁目を経て御旅所に着輦
帰途は、桶屋町・職人町・鳥町から東に折れて塩屋町・洗馬町 1 丁目・2 丁目・3 丁目・古鍛冶屋町・下通町・三年坂・安巳橋・水道町・新南千反畑を経て還幸

大正 7 (1918) 年に大きなコース変更

本宮より北部 (坪井・浄行寺) 方面に出るという道順

この 2 つのコースを隔年で実施することになった

本宮より南側を経由するコースは、

本宮御発輦、大鳥居・広町・上通町・手取本町・下通町・新鍛冶屋町・紺屋今町・古川町・唐人町・明八橋・新三丁目・新二丁目・新一丁目・桧物屋町・御旅所御着輦

御旅所御発輦、段山町・新桶屋町・上職人町・中職人町・新鳥町・塩屋町・洗馬町・辛島町・記念碑前通・鷹匠町・下通町・三年坂・安巳橋通・水道町・県庁前、本宮御着輦

(2) 行列順序

維新後、神護寺の僧侶（3基の神輿の後に輿に乗って供奉）がなくなった近世の記録と見比べても、先頭の御輦から御幸奉行まではほとんど変化なし
多少の異同が認められるのは、御幸奉行以下の順序

1) 神馬

神馬は例年必ず3頭奉納、藩政時代は藩士が奉納、西南戦争後は氏子町内から奉納
大正10（1921）年～昭和5（1930）年まで池田町在住の緒方平太が3頭奉納
昭和6年より再び氏子町内から各1頭奉納する方法に戻している

2) 神輿

神輿は3基、及び阿須波能神の神輿

担ぎ手（輿丁）は町内の氏子が務めるが、三の宮は菊池郡須屋村（現合志市）が奉仕
昭和18（1943）年から三基の神輿は御所車に乗せて牛に牽かせる方式に代わった
牛は松尾村（現熊本市）、牛童子は同村国民学校生徒が奉仕
牛車は昭和26（1951）年まで用いられていた

3) 神幸三役

御幸奉行・長柄頭・随兵頭、最も上位に位置するのは神幸式全体を統率する御幸奉行
随兵頭（乗馬）は鎧を着して徒歩で供奉する随兵を統率する
長柄頭（乗馬）は毛槍を持った長柄士を統率する
選出は大祭運営組織である、氏子総代や協議員会員などから構成される祭典委員会
昭和5（1930）年から、随兵頭は藤崎宮が軍神であることから、在郷軍人か現役将官が、
長柄頭は市民を代表する人物として市議会議長が、御幸奉行は行列を統率する最重要の役
であるので市長が就くことになった

但し、随兵頭に市在郷軍人聯合分会長が就くのは大正13（1924）年から
随兵頭副 明治34（1901）年の大祭が初見、大正7年にも「助役」が置かれている
昭和5年から随兵頭を補佐する随兵頭副の役が常設されるようになった

4) 随兵・長柄士

随兵は加藤清正の時に神幸式に供奉するようになったとされる
加藤氏の時代は「騎馬百騎」と呼ばれ、騎乗して供奉、細川氏の時代は「歩卒百名」
この随兵は赤旗50名と黄旗50名の計100名で構成されるのが原則
随兵として神幸式に奉仕する村は決まっていたと伝承されている
随兵に関して最大の疑問は、

- 1、正規の甲冑武者だけで構成されていなかった
- 2、葬列の旗持ちを務める者が含まれていた
- 3、その状態が明治15年から少なくとも昭和2年まで続いていた
- 4、整然となった昭和7年の随兵に対し、不満を持つ者がいたと思われる l p t p

5) 飾り馬

飾り馬は本来、神幸式に供奉する神官、供僧の乗馬用として藩から奉納されるもの
後に、神官、僧侶は乗馬での供奉を取り止め徒歩で供奉するようになり飾り馬を駆けさ

せるようになったという

近世 藩の当時の重臣（有吉・平野・尾藤・清水・坂崎）といった家が 12 頭を奉納

ア 奉納頭数 明治に入ってから飾り馬は氏子町内から奉納されることになった

奉納頭数 が年によって異なる、明治 17~19（1884~86）年は一桁台

大正時代に入ると、急激に増加、11 年は 94 頭（戦前最高）奉納（表 4 参照）

飾り馬は祭りの名物 出場頭数が多いと賑わい、少ないと盛り上がり欠ける

イ 馬駆け 飾り馬を馳駆させる機会は大祭 3 日目の神馬・飾り馬の飾り卸しの日と最終日の神幸式の 2 回

飾り卸しの日、神馬・飾り馬が昼頃から社殿に集合し、お祓いを受けた後、社前の馬場で馳駆、それが済むと各自市中に繰り出す、この日の馬追いは神幸式の時より賑わう

ウ 飾り馬が引き起こす事案

祭りに喧嘩がつきものといわれ、馬追い組間の喧嘩が毎年のように起こっている

馬追い組が引き起こす喧嘩の主な原因は、

（ア）酒に酔って他組、見物人などとの口論

（イ）他組の飾り馬の進行を妨害、あるいは割り込み

（ウ）馳駆の順番を巡っての争い

（エ）他組の飾り馬を叩いて暴走させる

（オ）他組の勢子として参加している女性をからかう、悪戯をするなどの行為

明治 24（1891）年は上通筋で 3、唐人町で 1、坪井立町で 1、その他で 2、3 件

とりわけ上通町 2 丁目で、古町組と京町組の勢子が合わせて 200 名の乱闘騒ぎ

同 38（1905）年には楠丁と東坪井の組が衝突し、それぞれ 10 名の負傷者を出す騒ぎ

飾り馬組による寄付強要

飾り馬を自家の屋敷内に引き入れ、玄関先で勢子が「ヤーヤー」と囃し立て、万歳三唱飾り馬に祝福してもらおうと縁起がよい

問題が深刻さを増すのは出馬数が 61 頭となった大正 9 年以降

明治 16（1883）年の記事に女性の馬追い勢子として参加

女性が勢子として参加していることを伝える記事は明治 24（1891）年まで

大正 14（1925）年 9 月 7 日、熊本北警察署長が「馬追関係人は男子に限る」と訓示

昭和 5 年 9 月 10 日、警察、町総代、飾り馬取締長など約 60 名の協議会での決議

「婦女子の馬追は厳禁」 この年から女性の馬追三かは姿を消す

馬追勢子の服装等の規制 明治 39 年に警察が「脛部又は臀部を露出する衣服を着用せしむ可らず」としたのが最初

6) 獅子

藤崎大祭に奉納される獅子舞は加藤氏の時代から参加するようになったとされる

「昔から藤崎宮が第一で、二番が八代の妙見社、三番が宇土の三宮社（西岡神社）の獅子」新町の獅子は胴体に比べて頭が大きく、胴衣は鶯色である（表 4 参照）

舞は飾り卸しの時に神前で舞う「天拝」という短い舞と、それ以外の場所で舞う 2 種類 伴奏楽器は太鼓・鉦・笛、八幡宮の獅子舞は、牡丹の花で飾られた大きな山車を伴う

獅子の飾り卸しは大祭初日、神幸式では行列の殿を務める

7) 勅使代

伝承によれば、勅使代は天禄3（972）年、白川大納言が朝廷から派遣され、その末裔である光永大納言は北岡祇園社の神官となり、毎年八幡宮の神幸式に供奉

近世の記録でも光永氏が勅使代として奉仕、維新後、一時期光永家の縁故者が奉仕北岡神社の吉永、行藤、阪本といった歴代社司が神社勅使代として行列に供奉

8) 町鉾・町旗

町鉾 明治23（1890）年から昭和15（1940）年まで毎年欠かさず奉納

奉納数については、明治23、24年は数本とあり、それ以外の年は奉納の有無のみ

9) 子供乗馬供奉

大正9（1920）年から子供が兜を被り、鎧を着て乗馬して供奉する子供乗馬供奉開始
子供乗馬は行列の順番からいうと、御櫛の後、火王・風王・水王の前に位置

昭和10（1935）年からは子供騎馬武者という名称に変更

子供乗馬供奉に参加する人数、資格や条件は特に設けられてない

参加者は、おおむね10歳前後の男の子がほとんど

10) 能楽

大祭最終日、新町御旅所で、本座（喜多流、友枝家）と新座（金春流、櫻間家）の両流によって能楽が演じられる

藤崎宮大祭での演能は神事能、演者は必ず前日から精進潔斎して舞台に上がる

櫻間伴馬、友枝三郎という名手が演じる年は立錐の余地なしという程の人気

終わりに

藤崎八幡宮大祭は厳粛な神事のみで構成された祭りではなかった

随兵、飾り馬勢子、町旗はいずれも滑稽、奇抜な衣裳・髪型・化粧など

観衆を驚かす意匠を競う風流の精神

特に、飾り馬勢子は男が女装、女が男装するのは、まさに「にわか」そのもの

氏子以外の多くの見物客を喜ばせ、楽しませる要素が組み込まれている

城下町（都市型）の祭り

新聞記事

飾り馬に熱狂

○馬追が始まると「巡查ハ見物人を埒の内に入れじと制すれども之を犯して」埒内に乱入し、勢子に混じって馬を追う（『熊本』M11.9.16）

○埒内は人と馬との戦争にて人か馬か馬か人か判断する能はざるの状況（『熊本』M13.9.21）

随兵

○百騎の武者各甲冑を帯して歩行せるを見るに…甲冑のそあく兇悪なる上間には太刀を帯せざるものあり或ハ太刀を肩にしたるものもあり背負ひたるものもあり甚しきハ右に帯ざるもあ

り行列も紛雑して途上に喧しく一杯の酒機嫌都都逸を怒鳴り大津絵を口奔るもありて…
（『紫溟』 M15.9.18）

○藤崎宮の神幸…の寥しきに供奉も多からず鉢杯も僅かに四五本にて行列も不整なりしが中にも見憎く有りしは随兵…の人体にて一騎当千と云ふ程の随兵ハ素より難き事ながら三人五人束ねても一人前となき子供やら風の吹きても倒れさうな老爺やらが多く只老少のみならず其身体の清浄ならず衣服の汚れ破れたる襤褸の錦の直垂とも云ふべく或ひハ赤脛を頭はし或は前垂に当たる平素僂服の俣なるもの多く脛当杯は愚か股引を穿たるさへ僅々有るのみ甲冑や指物（旗）の破損等実に見るに忍びざる形状（『熊本』 M18.11.17）

○経済の都合より彼の百騎の武者即ち俗に謂ゆる「ツウムシ」の如き賃銭を給して雇ひ入るゝ者なれば裸体の上に甲冑を擲らしたるもの或はほう被りして冑を戴くものなど其の不体裁の扮装は祭事の行列とは思はれず丸るで茶番狂言を見る如し只だ人をして抱腹せしむる許りなり」（『九日』 M23.9.7）

○今日の随兵はホンの名許りで、申訳的の怪しげなる鎧武者が、ヨチヨチ、トボトボ歩いて行く、之れを単なる仮装行列と見ても余り貧弱に過ぎて滑稽と云ふよりも悲惨である（『九日』 T15.9.13）

○今日の随兵はどうです、金儲け主義の人間ばかりを集め…、中に身体障害者も混じっている。それを馬追ひ連中がワイワイ囃し立てる（『九州』 S2.9.2）

昭和7年の随兵に対し

嘲笑或は罵言を弄し甚だしきに至りては投石したるものあり（『九州』昭和7年 9.13）

○是等特志者に対して嘲笑或は罵言を弄し甚だしきに至りては投石したるものあり（『九州』 9.13）という出来事が生じている、昭和7年の随兵に対し「是等特志者に対して嘲笑或は罵言を弄し甚だしきに至りては投石したるものあり」（『九州』 S7.9.13）

馬追勢子（女性）の出立

○各町の男児ハ云ふまでも無く三十計り以下の婦人ハ人の妻も箱入嬢も緑の黒髪惜しけ無く切りたるも有り又切ぬも皆男折に結び或ハ笠或ハ白地の手拭の頬冠り白や紺の半纏臀の半に懸り白妙の雪を欺く脛を頭した（『熊本』 M16.9.23）

○雨中での馬追に「太く遅ましき二十二三とも見ゆる嬢さん（ある士族の）が束髪に結びし頭を色さめし手拭にてつゝみ一升入り余の徳利乳をぶらつかせ泥まみれにての馬追ひは見る人聞く人一同喫驚せしよし」（『紫溟』 M21.9.21）

○馬追ひのうちには女子が男装して馬柄杓を腰に挿み男の群に加はりて馳せ廻はるなどの醜体ありて殆と一種の俄と化し去りし（『九日』 M23.9.7）

○凜々しき若者は思ひ思ひの扮装にエイコロボシタのかけ声勇ましく市内を練り歩くのが例（『九日』 M33.9.6）

○女持の絵日傘に色ものをチャラつかせ、女のキャクサッタ如うな姿を見てもうむしづが出る（『九日』 T15.9.14）

○或者は女の衣裳に白粉つけて頭には種々の飾りもの、それもなるべく他人の笑ひそうなものもをつけて居る、或者は可笑な面を被り赤い日傘をさしてゐる。…まるで仮装行列と間違へてゐる（『九州』 S2.9.2）

町旗の出立

○取り分け奇抜に見えて居て大喝采を博して居たのは千反畑ので是れは又思い切って頭髪をベラ棒に面白可笑く剃って居た（『九日』T5.10.13）

表 1 大祭実施月日

年	西暦	大祭執行日（新暦）	備 考	
明治	11	1878	9月11日～15日	県の要請に基づき新暦9月実施に変更
	12	79	10月11日～15日 *	9月11日～15日執行予定
	13	80	10月15日～19日	町内負担金の調整協議難航により延期
	14	81	9月11日～15日	
	15	82	9月11日～15日	
	16	83	9月11～13、23.24日	韶子内親王薨去により後半2日間を延期
	17	84	9月29日～10月2日	旧暦8月11日～15日実施に変更
	18	85	11月11日～15日 *	9月19日～24日（旧8月11日～15日）予定
	19	86	11月11日～15日 *	9月8日～12日（旧8月11日～15日）予定
	20	87	4月11日～15日	春の小祭を大祭に振り替え
	21	88	9月16日～20日	旧暦8月11日～15日実施に戻す
	22	89	9月5日～9日	旧暦8月11日～15日実施
	23	90	9月24日～28日	同上
	24	91	9月13日～17日	同上
	25	92	10月1日～5日	同上
	26	93	9月20日～24日	同上
	27	94	9月10日～14日	同上
	28	95	11月11日～15日 *	9月29日～10月3日執行予定
	29	96	9月17日～21日	旧暦8月11日～15日実施
	30	97	9月7日～11日	同上
	31	98	9月26日～30日	同上
	32	99	10月23日～27日 *	同上
	33	1900	9月4日～8日	同上
	34	01	9月23日～27日	同上
	35	02	12月3日～7日 *	9月12日～16日執行予定
	36	03	10月1日～5日	旧暦8月11日～15日実施
	37	04	9月20日～24日	同上
	38	05	9月9日～13日	同上
	39	06	9月28日～10月2日	同上
	40	07	9月18日～22日	同上
	41	08	9月6日～10日	同上
	42	09	9月11日～15日	旧暦廃止により新暦9月11日～15日に変更
大正	1	12	9月21日～25日	大喪第一期中により延期
	5	16	10月11日～14日 *	奉幣式のみ9月15日執行

備考（1）*はコレラ流行により延期（2）明治42年以降、新暦9月11日～15日執行

表 2 大祭日程

明治 19 (1886) 年

第一日	大神楽 (夜)
第二日	和歌式、踊り
第三日	神馬・飾馬飾御 踊り
第四日	競馬 打揚花火
第五日	神幸式 能狂言

明治 21 (1888) 年

第一日	和歌式
第二日	撃剣 大神楽 (夜)
第三日	神馬・飾馬飾御 手踊り
第四日	手踊り 競馬
第五日	神幸式 能狂言

明治 25 (1892) 年

第一日	和歌式 獅子飾卸 大神楽 (夜)
第二日	御巫舞
第三日	神馬・飾馬飾御
第四日	子供踊り
第五日	神幸式 能狂言

明治 29 (1896) 年

第一日	獅子飾卸
第二日	大神楽 (夜)
第三日	神馬・飾馬飾御 花火 (夜)
第四日	神巫舞
第五日	神幸式 能狂言

明治 40 (1907) 年

第一日	獅子飾卸 和歌式 插花
第二日	大神楽 (夜)
第三日	神馬・飾馬飾御
第四日	奉幣式
第五日	神幸式 能狂言

明治 43 (1910) 年

第一日	和歌式 獅子飾卸 插花
第二日	弓術 相撲 (昼) 大神楽 (夜)
第三日	神馬・飾馬飾御
第四日	奉幣式
第五日	神幸式 能狂言

大正 14 (1925) 年

第一日	和歌献詠式 弓術 插花
第二日	相撲 (昼) 大神楽 (夜) 插花
第三日	神馬・飾馬飾御 插花 俄踊り
第四日	奉幣式 插花 俄踊り
第五日	神幸式 能狂言

昭和 5 (1930) 年

第一日	和歌献詠式 弓術 插花 三役 清祓式 獅子飾卸
第二日	相撲 大神楽 (夜) 插花
第三日	神馬・飾馬飾御 插花 俄踊り
第四日	奉幣式 插花 俄踊り
第五日	神幸式 能狂言

昭和 12 (1937) 年

第一日	祭事関係者清祓式 第一日前祭 獅子飾卸 三役清祓式 和歌献詠式 插花 大神楽 (夜)
第二日	全市町総代特別参拝 吉田司家 奉納相撲 熊本市学童相撲大会 插花
第三日	第三日前祭 神幸式供奉地方官清祓式 神馬・飾馬飾御 旧藩主以下特別参拝 插花 踊り
第四日	奉幣式 插花 踊り (夜)
第五日	神幸式 能狂言 插花 踊り (夜)

昭和 16 (1941) 年

第一日	御神幸三役清祓式 和歌献詠式 獅子飾卸式 弓術式 大神楽 (夜) 插花
第二日	吉田司家奉納相撲 (昼) 熊本市学童相撲 大会 插花
第三日	祭事関係者国威宣揚 皇軍武運長久祈願祭 神幸式供奉地方官清祓式 神馬・飾馬飾御 插花
第四日	幣帛供進祭 各学校各種団体特別参拝奉納 流鏑馬 插花
第五日	神幸式 能狂言 插花

表3 神幸行列順序

	明治23 (1890) 年	大正7 (1918) 年	昭和9 (1934) 年
神	前驅	前驅	前驅
猿田彦三神	御櫛木	御櫛木	御櫛木
鉾	阿須波能神神輿	火王・水王・風王	行
神馬	御鉾	阿須波能神神輿	子供乗馬供奉
御長刀	御唐櫃	御鉾	火王・水王・風王
御太刀	御長刀	御辛櫃	阿須波能神御神
御金幣	御太刀	御長刀	御賽物箱
一之宮御神輿	御神馬	御太刀	錦旗
御鉾	御幣帛	御神馬	御辛櫃
御神馬	一之宮御神輿	御錦旗	一之宮御鉾
御長刀	御鉾	御金幣	一之宮御神馬
御太刀	御長刀	一之宮御神輿	一之宮御長刀
御金幣	御太刀	御長刀	一之宮御太刀
二之宮神輿	御神馬	御太刀	一之宮御金幣
御鉾	御幣帛	神馬	一之宮御神輿
神馬	二之宮御神輿	御金幣	一之宮御賽物箱
御長刀	御鉾	二之宮御神輿	二之宮御鉾
御太刀	御長刀	御鉾	二之宮御神馬
御金幣	御太刀	御長刀	二之宮御長刀
三之宮神輿	御神馬	御太刀	二之宮御太刀
美麗三人	御幣帛	神馬	二之宮御金幣
神主中神樂	三之宮御神輿	御金幣	二之宮御神輿
人制	御太鼓	三之宮御神輿	二之宮御賽物箱
別当	宮司・祢宜・主典	御太鼓	三之宮御鉾
供僧	飾馬	宮司・祢宜・主典	三之宮御神馬
勅使代	随兵	随兵	三之宮御長刀
随兵頭	随兵頭	随兵頭	三宮御太刀
随兵	長柄	長柄頭	三之宮御金幣
長柄頭	長柄頭	長柄	三之宮御神輿
獅子	御幸奉行	御幸奉行	三之宮御賽物箱
大太鼓	町鉾	町鉾	御太鼓
飾鉾	獅子	町旗	宮司・祢宜・主典
		飾馬	勅使代
			随兵頭
			随兵
			長柄
			随兵頭副

表4 飾り馬奉納頭数と獅子供奉年

明治	西暦	飾り馬	獅子
11	1878	17頭	×
12	79		×
13	80	40頭余	×
14	81		×
15	82	10余頭	×
16	83	20頭	×
17	84	数頭	×
18	85	3頭	×
19	86	4頭	×
20	87	20頭弱	×
21	88		×
22	89	20頭位	×
23	90	40余頭	○
24	91	42頭	○
25	92	25頭	○
26	93	12頭	○
27	94	7～8頭	
28	95	4頭	○
29	96	12頭	○
30	97		○
31	98	7頭	○
32	99	4～5頭	
33	1900	18頭	×
34	01	17頭	×
35	02		
36	03	21頭	×
37	04	16頭	×
38	05	8頭?	×
39	06	22頭	○
40	07	28頭	○
41	08	34頭	○
42	09	37頭	○
43	10	25頭	○
44	11	10頭	○

昭和	西暦	飾り馬	獅子
1	1912	神幸式中止	
2	13		
3	14	7頭	
4	15	12頭	○
5	16	31頭	×
6	17	35頭	○
7	18	9頭	○
8	19	32頭	○
9	20	61頭	○
10	21	80頭	○
11	22	94頭	×
12	23	神幸式中止	
13	24	63頭	×
14	25	72頭	×
15	26	61頭	×
昭和	西暦	飾り馬	獅子
2	27	12頭	×
3	28	25頭	×
4	29	35頭	×
5	30	41頭	○
6	31	32頭	○
7	32	47頭	○
8	33	39頭	○
9	34	39頭	○
10	35	36頭	○
11	36	42頭	○
12	37	12頭	○
13	38	5頭	○
14	39	6頭	○
15	40	7頭	○
16	41	6頭	○
17	42	10頭	○
18	43	11頭	○
19	44	6頭	○

備考 1 空欄は不明

2 明治25、26、27年は警察が12頭に制限